

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	令和元年9月2日 第23号
件名	西片地域の崖線上における有料老人ホームの建設・ 運営計画の再考を求める請願
請願者	文京区西片二丁目8番24号 西片有料老人ホームを考える会 藤原美佐子 外25名
紹介議員	海津敦子
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

町の入口、市民の生活道路に面した場所に、突如、有料老人ホームの建設計画（西片1-14-7）が持ち上がりました。敷地面積999.9平方メートル、地下1階／地上3階建ての有料老人ホーム（32戸）を建設するというものです。

西片の第一種低層住居専用地域である建設予定地は、崖地の土砂災害（特別）警戒区域指定（予定）地を含んでおり、住民は以下のような不安を抱えています。

- 「文京区都市マスタープラン」では、「地区のまちづくり」の方針として「西片は、住宅地内の斜面緑地などの緑を保全し、地形に縁取られた高台の閑静な低層住宅市街地として住環境を保全します」と定められているが、今回の斜面緑地である崖線上における有料老人ホームの建設計画は、この方針に反するのではないかと。また、崖地の大部分の樹木伐採は危険であり、かつ、まちづくり方針に反する。
- 建設計画地の前面道路は、近隣に子育て施設が建設中であり、学校施設が多いためスクールゾーンに指定され、道幅が狭く「一方通行路」である。この道路が、老人ホームなど公共施設の火災や自然災害が起きた際、緊急車両の通行の確保ができないのではないかと。建設予定敷地の解体工事の最中に、大型車両が主要道路から一方通行路に入ることができず、一方通行を逆走して敷地内に入り、住民が注意して警察をよぶという経緯もあった。
- 施設計画では、施設への車のアクセスを保障する敷地内のロータリーなどのインフラが整備されておらず、緊急車両のアクセスの障害などを通じて「高齢入所者の安全」がおびやかされ、「一般道の占有による周辺への負担」などが懸念される。
- 崖上に建設される建物の安全性は、斜面地や崖下の形状、強度に依拠する。崖下にあるビルとの離隔を考え併せると、擁壁の補強工事は困難と思われる。現状より地盤面への負荷が大きくかかる特殊建築物では、計画されている斜面地を利用した地下食堂建設等も難しいのではないかと。要支援・要介護者が利用する施設の安全性は、建築基準法の一般的な安全基準以上の、より手厚い基準が必要なのではないかと。

以上から、地域住民に歓迎されるよう、建築計画を見直してもらうことを切に望みます。そこで、貴議会に以下のことをお願いいたします。

## 請願事項

本件に関して、以下の点を文京区長に強く要請して下さい。

- 1 東京都に対して、崖線上に特殊建築物に相当するものを建設する計画については、擁壁や斜面地の強度を精査し、安全が十分確認できない時は工事をしない（あるいは許可しない）よう申し入れること。
- 2 今後、建築確認などの過程で審査などの手続きがある場合、地元住民の不安を念頭に、法律違反でなければよいというのではなく、区が決めた都市マスタープランや住民の要望などにそって実施するよう、事業者を適切に指導すること。